

京都府優良宿泊施設認証制度 応募要領

京都府では、地域と共生しつつ、外国人観光客等誰でも利用しやすい環境を整える安心・安全な宿泊施設の利用を促進し、観光産業を振興することを目的として一定の基準を満たした宿泊施設を、「京都府優良宿泊施設」として認証します。

対象施設

京都府内(京都市を除く。)において、旅館業法第2条第2項から第4項に規定する「ホテル営業」「旅館営業」又は「簡易宿所営業」として同法第3条の許可を受けている施設

認証の基準

次の(1)から(3)のいずれも満たしていること。

- (1) 全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会が提供する全旅連損害保険やこれに類する損害賠償保険制度に加入していること。
- (2) 近隣への迷惑防止のための取組を行っていること。
- (3) 下記の①～③のうち1つ以上に該当していること。
 - ① 外国人旅行者に対応可能な設備及び環境を整えていること。
 - Wi-Fi 設置
 - クレジットカード利用可
 - 外国語による施設案内
 - 外国語での対応可能なスタッフの常駐等
 - ② バリアフリーに対応していること。
 - 浴室・トイレの手すり設置
 - トイレの洋式化及び事故発生時用の連絡設備の設置
 - 階段等の手すりの設置
 - 駐車場がある施設においては入口付近での障害者用駐車スペースの確保
 - 出入口のスロープ設置又は段差の解消等
 - ③ 地域と共存、共栄するための取組をしていること。

- 地域の商店、産品等の積極的利用及び紹介
- 地域での体験プログラム等のPR
- 地域イベントへの参加・協力や地域団体への参画など、事業者による地域との交流

認証の基準

上記2(3)の①から③のうち、該当している項目数により3段階で認証

認証期間

認証の日から2年以内(認証の更新については、認証満了日の2ヶ月前から申請可能)

その他

認証を受けた施設は、当該施設において認証を受けた事実を明示するため、認証ステッカーを出入り口付近等外部から見やすい位置に掲示すること。

◆問い合わせ及び応募先◆

京都府商工労働観光部 観光振興課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪/内町

TEL:075-414-4843

E-mail:kanko@pref.kyoto.lg.jp

申請書等は下記のURLからダウンロードしてください。

URL:<http://www.pref.kyoto.jp/kanko/news/2017/3/ninnsyouseido.html>